

2014年5月5日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第324号）

外貨管理局、 多国籍企業のクロスボーダーの外貨プーリング と経常項目集中差額決済の実務規定を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2014年4月18日付で『「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2014]23号、以下『23号通達』という）を公布し、6月1日より施行されます。これは、2012年12月、73の多国籍企業とその国内外メンバー企業において展開した外貨資金集中運営管理の試行に効果が見られ、企業、銀行、各地方政府などから支持を得られたため、全国に展開したものと考えられます。

『23号通達』およびその付属文書『多国籍企業外貨資金集中運営管理規程（試行）』（以下『管理規程』という）により、一定の条件を満たし十分な内部統制制度を有する多国籍企業は、『国内外貨資金メイン口座』・『国際外貨資金メイン口座』を開設し、『国内外貨資金メイン口座』には国内メンバー企業の、『国際外貨資金メイン口座』には国外メンバー企業の外貨資金をそれぞれ集中させることができるようになります。これにより、メンバー企業のためのクロスボーダーの外貨プーリングや経常取引集中差額決済が可能となり、国内外の外貨資金を有効に運営し、グループ企業の全体的な決済や元転コストを削減できるようになります。

本稿では、『管理規程』を基に、これら外貨集中管理業務の実務規定について解説します。

□ 一定条件満たせば届出申請が可能

『管理規定』によれば、条件を満たす多国籍企業（＝外貨集中管理業務の主宰企業）は、所在地の銀行で『国内外貨資金メイン口座』および『国際外貨資金メイン口座』を必要に応じて同時に、またはどちらか一つの口座を開設することができます。

『国内外貨資金メイン口座』は、国内メンバー企業の外貨資金の集中運営管理が可能であり、ならびに経常項目の外貨資金集中受取・支払い、相殺差額決済などの業務を行うことができます。

『国際外貨資金メイン口座』は、国外メンバー企業の資金およびその他の国外機構からの借り入れ外

債資金を集中運営管理することができます。

これら集中管理業務を開始するには、まず口座管理や決済を取り扱う口座開設銀行を選択した後、所在地の外貨管理局に届出申請資料を提出する必要があります（図表 1 参照）。外貨管理局は、主宰企業が完全な届出申請資料を提出した日から 20 営業日以内に手続きを完了させ、外債、対外貸付資金流出入限度額などを記載した「届出通知書」を発行します（第 10 条）。

主宰企業はこの「届出通知書」を受け取った後、直近 3 年に外貨管理規定執行年度考課で B 類以上の銀行で「国内外貨資金メイン口座」・「国際外貨資金メイン口座」を開設し、集中管理業務を開始することができます。「国内外貨資金メイン口座」および「国際外貨資金メイン口座」の数に制限はありませんが、プルーデンス監督管理の要求に合致しなければなりません。

【図表 1】 取り扱い可能な外貨集中管理業務および申請条件など

多国籍企業が 取り扱える業務	✓ 国内メンバー企業の外貨資金の集中運営管理（プーリング） ✓ 経常取引の外貨資金集中決済 ✓ 経常取引の差額決済（ネットティング） ✓ 国外メンバー企業やその他国外機構からの外債資金の集中運営管理
業務届出可能な 多国籍企業の条件	✓ 真実の業務需要を有していること ✓ 完善な外貨資金管理スキーム、内部統制制度を有していること ✓ 相応の内部管理電子システムを構築していること ✓ 前年度の外貨受取・支払規模が 1 億米ドルを超えること（外貨資金集中運営管理に参加する国内メンバー企業の合算） ✓ 直近 3 年以内に重大な外貨違法・規定違反行為がないこと（設立 3 年未満の企業は設立以降重大な外貨違法・規定違反行為がないこと）貨物貿易に係る外貨決済を行っている場合、貨物貿易管理分類の A 類企業であること ✓ 外貨管理局が規定するその他の条件
業務を取り扱う口 座開設銀行の条件	✓ 直近 3 年以内に外貨管理規定執行年度考課で B 類以上であること ※ 企業は原則として 3 行まで口座開設銀行を選択可
業務開始の 届出申請書類	✓ 届出申請：多国籍企業の基本状況、業務の需要、主宰企業の基本状況、参加企業リスト・持分構成、主宰企業に対する授權書等 ※ 経常項目外貨資金集中受取・支払・差額決済を行う場合は、参加する国内外のメンバー企業リストも提出（メンバー会社の名称、組織機構コード、メンバー企業の登録地等を記載） ✓ 関連証明資料：主宰企業・国内メンバー企業の営業許可証（主宰企業の公章を捺印） ※ 主宰企業がファイナンス・カンパニーの場合は金融業務許可証および経営範囲の批准文書も提出、国外のメンバー企業は登録証明のみ提出 ✓ 企業と口座開設銀行が共同で制定した業務モデル、オペレーション・フロー、内部統制制度、組織スキーム、システム建設、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービス保障方案等。署名を経た『多国籍企業外貨資金集中運営管理業務手続確認書』。 ※ 口座開設銀行が 2 行以上の場合は外債・対外貸付集中限度額の具体的な配分を明確にすること ✓ 外貨管理局が提出を要求するその他の資料
初めて集中外債限 度額を申請の場合	✓ 申請書：参加するメンバー企業の名称、組織機構コード、登録地、各メンバー企業の使用可能外債限度額、登記済外債契約額および引出額、集中する外債限度額のリスト

✓ 関連証明資料：外債限度額の集中もしくは一部集中に参加するメンバー企業の資本項目情報システムの外債業務検索における借入可能外債額、外債契約登記リストおよび外債業務ライン検索リスト情報のプリントアウト・インターフェイス

(『管理規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表 2】「国内外貨資金メイン口座」の取扱規定

口座の特徴	✓ 複数外貨（通貨）を取扱可 ✓ サブ口座を開設可 ✓ 日中・オーバーナイトの借越が可能（借越資金は対外支払にのみ利用） ✓ 複数口座開設可 ✓ 経常取引・直接投資・外債・国外貸付資金に係る集中的な元転・外貨転が可能 ✓ 集中させた直接投資に係る外貨資金（外貨資本金、資産現金化口座の資金、国内再投資口座の資金）、外債資金は自由に元転し、人民元専用預金口座（資本項目一元転後支払待ち口座）に預入可能	※直接投資に係る外貨資金および外債資金の元転後、直接的、間接的に以下の用途に用いてはならない (1) 企業経営範囲外および外債資金指定用途外の支出、法規・法規で禁止する支出 (2) 証券やデリバティブ商品への投資（法律・法規に別途規定がある場合を除く） (3) 人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）、第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還 (4) 非自社用不動産の購入関連費用の支払（外商投資不動産企業を除く）
入金範囲	✓ 国外からの経常項目外貨収入 ✓ 経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座からの振替 ✓ 国際外貨資金メイン口座からの振替 ※国際外貨資金メイン口座を開設していない場合は、規定の限度額内で国外から借入れる外債資金及び対外貸付で回収する元利金を含む	✓ 理財商品の元利金 ✓ 外貨購入・預入（経常項目に係る対外支払の外貨購入により得た資金、対外貸付もしくは外債返済のための外貨購入により得た資金） ✓ 外貨管理局が認可するその他の収入 （国内の預金性金融機関から借り入れた外貨貸付は、外債返済・対外貸付に用いる場合を除き、入金してはならない）
出金範囲	✓ 国外への経常項目外貨支出 ✓ 経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座への振替 ✓ 国際外貨資金メイン口座への外貨振替 ※国際外貨資金メイン口座を開設していない場合は、規定の限度額内の対外貸付及び償還する外債元利金を含む	✓ 元転 ✓ 理財商品の元本振替 ✓ 外貨預金準備金の納付 ✓ 外貨管理局が認可するその他の支出

(『管理規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 外貨の流出入ルート

『管理規定』は、「国内外貨資金メイン口座」と「国際外貨資金メイン口座」を同時に、またはどちらか一つの口座を開設することが可能としています。ただし、「国内外貨資金メイン口座」、「国際外貨資金メイン口座」の開設状況によって手続きが異なります（図表 3 参照）。その上で、「国際外貨資金メイン口座」と国外との資金振替には限度額を設定せず、「国内外貨資金メイン口座」には国外に通じる資金振替について限度額を設定しています。

【図表 3】外債、対外貸付資金の流出手続き

国内外貨資金 メイン口座	国際外貨資金 メイン口座	
開設	開設	国際外貨資金メイン口座を経由して手続きを行わなければならない
開設	—	限度額内※で国外から国内外貨資金メイン口座に直接入出金できる ※純流入額は国内メンバー企業が集中した外債限度額を超えない 純流出額は国内メンバー企業が集中した対外貸付限度額を超えない
—	開設	国際外貨資金メイン口座を経由して手続きを行わなければならない

(『管理規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

「国内外貨資金メイン口座」が受け入れ可能な外債限度額は、各メンバー企業が有する外債枠（投注差）を集中させる形となります。メンバー企業は外債枠の全部、または一部を集中に参加させることができます（第 18 条）。実際に集中可能な限度額は、国内各メンバー企業の集中可能な外債枠の合計から、その中長期外債発生額と短期外債残高および一部集中に参加する国内メンバー企業が留保している外債限度額を減じた金額になります（第 17 条）（図表 4 参照）。すなわち、外債限度額の集中とは、各メンバー企業が自社の外債枠を主宰企業（「国内外貨資金メイン口座」）に預けることと言えます。このため、各メンバー企業は外債限度額集中を申請した日から、自社の外債枠の全部または一部（一部集中企業）が使用できなくなります（第 18 条）。

【図表 4】集中可能外債限度枠

集中可能外債 限度額の計算式	集中可能な外債限度額 = 国内メンバー企業の外債限度額合計 －国内メンバー企業の登記済の中長期外債契約額 －国内メンバー企業の登記済の短期外債未償還残高 －一部集中に参加する国内メンバー企業が留保している外債限度額 ※メンバー企業の外債限度額の全部または一部を集中させることができる ※特殊、敏感な業界は参加できない
-------------------	---

(『管理規程』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

一方、対外貸付に関しては現行の外貨管理手順を遵守して手続きを行うとしていますが、対外貸付限度額が国内メンバー企業の所有者権益の 50% を越える場合、所在地の外貨管理局に申請し、その決定に従って手続きすることができます（第 20 条）。

また、「国際外貨資金メイン口座」を通じて国外から入金する外貨資金は、外債として登記し、国際収支申告を行う必要があります（第 19 条）。

□ 個別取引の外貨受取・支払も要報告

主宰企業が国内メンバー企業を代理する経常項目の外貨集中決済は、「国内外貨資金メイン口座」を通

じて可能になります。外貨集中決済において差額決済を採用する場合、原則として月1回以上の決済を行う必要があります（第27条）。また、貨物貿易に係る集中決済・差額決済に参加する企業は、主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合を除き、貨物貿易外貨受取・支払企業リストに登録していなければならない、トレードファイナンスや貿易信用を利用する場合（A類企業における30日を超える前払・前受、90日を超える延払・ユーザンス回収など）は「貨物貿易外貨業務モニタリングシステム」を通じて外貨受取・支払報告を行わなければなりません（第28条）。なお、外貨管理局において『貨物貿易外貨業務登記表』手続が必要となる業務は、集中決済・差額決済に参加することができません（第30条）。

主宰企業は、集中決済・差額決済に係る国際収支申告について、実際の主宰企業の決済データ「実際受取・支払データ」と、各メンバー企業のもとの決済データ「現状回復データ」の2種類を報告する必要があります。相殺により送金額がゼロの場合も、決済を行ったものとして報告しなければなりません（第31条）。

主宰企業は関連事項に変更が生じた場合、速やかに外貨管理局に変更の届出を行い、銀行にクロスボーダー受取・支払状況を申告し、国際収支統計申告を行わなければなりません（第32条）。

□ 各地方当局による規程、従来の類似規程の取り扱い等

『23号通達』に関する国家外貨管理局記者会見の内容によれば、各地方の外貨管理局分局は『管理規定』と各地の実地状況に基づき、具体的な参入オペレーション規程を別途制定して外貨管理局総局に6月1日までに届出をしなければならないと発表しています。従って、実際の実施状況については所在地の当局に確認する必要があります。

このほか、国家外貨管理局上海市分局が2014年2月28日付で公布した『外貨管理による試験区建設支持の実施細則』（上海匯発[2014]26号）およびその付属文書『試験区における多国籍企業本部による外貨資金集中運営管理試行オペレーション規程』¹により、すでに中国（上海）自由貿易試験区内の企業を通じたクロスボーダー外貨プーリングや経常取引集中差額決済を行っている多国籍企業は、引き続き従来の外貨資金集中運営管理政策の適用を希望する場合の届出は必要ないとされ、『管理規定』に基づき調整を希望する場合は変更後の業務需要などの資料のみを届出すれば良いようです。また、中国（上海）自由貿易試験区内に登録した多国籍企業は、所在地の外貨管理局で事前届出した後、『管理規定』による多国籍企業の外貨資金集中運営管理業務を展開することができます。

¹ 詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第310号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒
http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.310.pdf

*

『23号通達』の詳細については、7ページからの日本語仮訳および外貨管理局サイト

http://www.safe.gov.cn/resources/wcmpages/wps/wcm/connect/safe_web_store/safe_web/zcfg/zhfg/jbfg/node_zcfg_jbfg_store/7f56c68043c3be07915ad320e1240a3f/

の中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 神保智、月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2014]23号

『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）』の印刷・配布に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局：

多国籍企業による国内外の外貨資金の統一調整使用の必要性を満たし、実体経済に奉仕し、貿易・投資の利便化を促進し、産業構造の転換・高度化を支持し、投融资の為替の利便性を追求するため、国家外貨管理局は『多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）』を制定した。ここに印刷・配布し執行する。

付属文書：多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）

国家外貨管理局

2014年4月18日

多国籍企業外貨資金集中運営管理規定（試行）

第1章 総則

第1条 貿易・投資の利便化を促進し、実体経済に奉仕するため、本規定を制定する。

第2条 多国籍企業は、経営の必要性に基づき、所在地の銀行で国内外貨資金メイン口座を開設し、国内メンバー企業の外貨資金を集中運営管理することができる。ならびに、経常項目の外貨資金集中受取・支払、相殺差額決済等の業務を行うこともできる。

第3条 多国籍企業は、経営の必要性に基づき、所在地の銀行で国際外貨資金メイン口座を開設し、国外メンバー企業の資金およびその他の国外機構から借り入れた外債資金を集中運営管理することができる。

国際外貨資金メイン口座間および国外機構の国内外貨口座、国外資金の往来は自由である。国際外貨資金メイン口座内の資金は、企業の外債指標を占有しないが、規定に基づき外債登記を行わなければならない。

国内銀行が国際外貨資金メイン口座を通じて吸収した預金は、10%を超えない限度額内において国内で運用することができる。短期外債残高指標を占有する前提において、国際外貨資金メ

イン口座が吸収した預金の10%を超える部分を国内で運用することができる。

第4条 国内外貨資金メイン口座と国際外貨資金メイン口座との間の純流入額は、国内メンバー企業が集中した外債限度額を超えてはならず、純流出額は国内メンバー企業が集中した対外貸付限度額を超えてはならない。

第5条 多国籍企業は、経営の必要性に基づき、国内、国際外貨資金メイン口座を同時に開設することができ、どちらかの1口座を選択して開設することもできる。

国内、国際外貨資金メイン口座を同時に開設する場合、外債、対外貸付流出入資金は、国際外貨資金メイン口座を経由して手続きを行わなければならない。国内外貨資金メイン口座のみを開設する場合、外債、対外貸付流出入資金は第4条が規定する限度額内において国外から国内外貨資金メイン口座に直接入出金することができる。国際外貨資金メイン口座のみを開設する場合、外債、対外貸付は当該口座を通じて手続きを行う。

多国籍企業、銀行は、限度額を適切にコントロールしなければならず、いかなる時点においても外債、対外貸付流出入資金が規定の限度額を超えてはならない。

第6条 口座開設銀行は、直近3年に外貨管理規定執行年度考課でB類およびそれ以上でなければならない。主宰企業は、原則として3行を超えず、国内で元転・外貨転業務資格を有する銀行を選択して資金集中運営管理業務の口座開設銀行とし、口座開設銀行は本規定に基づき関連口座の取引に対してオペレーションおよび管理を行う。

口座開設銀行が資金集中運営管理業務を行った後の考課等級がB類を下回った（B類を含まず）場合、継続して元の関連業務を行うことができる。

第2章 業務届出

第7条 以下の条件を満たす多国籍企業は、経営の需要に基づき、国内、国際外貨資金メイン口座を開設することができる。

- (1) 真実の業務需要を有していること。
- (2) 完善な外貨資金管理スキーム、内部統制制度を有していること。
- (3) 相応の内部管理電子システムを構築していること。
- (4) 前年度の外貨受取・支払規模が1億米ドルを超えること（外貨資金集中運営管理に参加する国内メンバー企業の合算）。

- (5) 直近3年以内に重大な外為違法・規定違反行為がないこと（成立して3年に満たない企業は、成立の日から重大な外為違法・規定違反行為がないこと）。貿易外貨受取・支払企業リスト内の企業は、貨物貿易分類結果がA類であること。
- (6) 外貨管理局が規定するその他のプルーデンス監督管理条件。

第8条 主宰企業による国内、国際外貨資金メイン口座の開設は、所在地の外貨管理分局、外貨管理部（以下「分局」という）に届出し、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 届出申請。多国籍企業の基本状況、業務需要、主宰企業の基本状況、参加企業リスト・持分構成、多国籍企業の主宰企業に対する授權書等を含む。経常項目外貨資金集中受取・支払、相殺差額決済業務を選択する場合、参加する国内外のメンバー企業名をリストし、名称、組織機構コード、登録地等を含めて説明する。
- (2) 関連証明資料。主宰企業の公章を捺印した主宰企業および国内メンバー企業の営業許可証、金融業務許可証および経営範囲の批准文書（ファイナンス・カンパニーは提出が必要）を含み、国外メンバー企業は登録証明のみを提供すればよい。
- (3) 企業と口座開設銀行が共同で制定した業務モデル、オペレーション・フロー、内部統制制度、組織スキーム、システム建設、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービス保障方案等。署名を経た『多国籍企業外貨資金集中運営管理業務手続確認書』（付属文書1を参照）。2行以上（2行を含む）の口座開設銀行を選択する場合、外債、対外貸付集中限度額の各口座開設銀行における具体的な配分を明確にしなければならない。
- (4) 外貨管理局が提出を要求するその他の資料。

第9条 主宰企業が初めて集中外債限度額を申請するとき、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 申請書。外債限度額の集中に参加するメンバー企業の名称、組織機構コード、登録地、各メンバー企業の使用可能外債限度額、すでに登記した外債契約額および引出額、集中する外債限度額をリストで説明しなければならない。
- (2) 外債限度額の集中もしくは一部集中に参加するメンバー企業の資本項目情報システムの外債業務検索における借入可能外債額、外債契約登記リストおよび外債業務ライン検索リスト情報のプリントアウト・インターフェイス。

特殊で敏感な業界は、プールする外債限度額に参加および共有してはならない。

第10条 外貨管理局は、主宰企業が完全な届出申請資料を提出した日から20営業日以内に届出手続きを完成させて届出通知書を発行しなければならない。届出通知書は、外債、対外貸付資金流出入

限度額などを含めなければならない。

第11条 主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合、業界主管部門の規定を遵守し、合わせて多国籍企業外貨資金集中運営管理業務およびその他の業務（自社の資産・負債業務を含む）を分離記帳管理しなければならない。

第12条 業務手続期間に口座開設銀行、主宰企業、メンバー企業等に変更が発生する場合、1カ月前までに分局で届出を変更しなければならない。

開設銀行を変更する場合、以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 口座開設銀行変更申請。主に、口座開設銀行変更の原因、選択予定の口座開設銀行、もとの口座残高の処理方式等を含む。
- (2) 新たな口座開設予定銀行の業務モデル、オペレーション・プロセス、内部統制制度、組織構成、システム建設、リスクコントロール措置、データモニタリング方式および技術サービス保障方案等。
- (3) 銀行の業務公章を捺印したもとの口座残高の照合リスト。
- (4) 署名を経た『多国籍企業外貨資金集中運営管理業務手続確認書』。
- (5) 外貨管理局が要求するその他の資料。

メンバー企業、主宰企業の外債および対外貸付限度額、業務種類を変更する場合、第8、9条を参照して資料を提出するほか、届出通知書のコピーも提出しなければならない。

第13条 主宰企業の貨物貿易分類結果がB類、C類に降格した場合、規定違反の情状の軽重に基づき、外貨管理局は多国籍企業に主宰企業を変更して改めて申請資料を提出すること、または主宰企業の業務資格を取り消すことを通知する。その他のメンバー企業がB類、C類に降格した場合、主宰企業はその業務を終了し、合わせて外貨管理局にメンバー企業の変更届出を行わなければならない。

第14条 主宰企業に外貨規定違反行為が存在した場合、処罰発効の日から、主宰企業の業務資格を取り消す。メンバー企業に外貨規定違反行為が存在した場合、処罰発効の日から、当該メンバー企業の業務参加資格を取り消す。

第3章 国内、国際外貨資金メイン口座の管理

第15条 主宰企業は、届出通知書を持参して銀行で国内および（もしくは）国際外貨資金メイン口座を

開設しなければならない。国内および国際外貨資金メイン口座は、複数通貨種類の口座とすることができ、日中およびオーバーナイトの借越を許可する。借越資金は、対外支払のみに用いることができ、外貨資金の受取後に優先的に借越金を償還する。業務の必要性に基づき、当該口座に係るサブ口座を開設することができる。

国内外貨資金メイン口座および国際外貨資金メイン口座の数に制限を加えないが、プルーデンス監督管理要求に合致していなければならない。

第16条 国内外貨資金メイン口座の受取・支払範囲。

(1) 収入範囲

1. 国内メンバー企業が国外から直接獲得する経常項目外貨収入、
2. 国内メンバー企業の経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座からの振替、
3. 規定の限度額内で国際外貨資金メイン口座から、国外から借り入れた外債および償還する対外貸付の元利金振り替え、
4. 外貨購入・預入（経常項目に係る対外支払のための外貨購入により得た資金、対外貸付もしくは外貨購入し償還する外債資金）、
5. 理財商品の元利金、
6. 外貨管理局が認可するその他の収入。

同一多国籍企業が国際外貨資金メイン口座を開設していない場合、国内外貨資金メイン口座の収入範囲には、規定の限度額内で国外から借り入れる外債資金もしくは回収した対外貸付の元利金も含む。

多国籍企業が国内の預金性金融機関から借り入れた外貨貸付を国内資金メイン口座に入金してはならない（外債返済、対外貸付等に係り用いる外貨貸付を除く）。

(2) 支出範囲

1. 国内メンバー企業の国外への経常項目外貨支出、
2. 国内メンバー企業の経常項目外貨口座、資本金口座、資産現金化口座、再投資専用口座、外債口座への振替、
3. 規定の限度額内で国際外貨資金メイン口座に振り替える対外貸付および償還する外債元利金、
4. 元転、
5. 理財商品の元本振替、
6. 外貨預金準備金の納付、
7. 外貨管理局が認可するその他の支出。

同一多国籍企業が国際外貨資金メイン口座を開設していない場合、国内外貨資金メイン口座の支出範囲には、規定の限度額内の対外貸付および償還する外債元利金も含む。

第17条 多国籍企業が集中する外債限度額 = 集中に参加する国内メンバー企業の外債限度額 - 集中に参加する国内メンバー企業がすでに登記した中長期外債契約額 - 集中に参加する国内メンバー会社がすでに登記した短期外債の未償還残高 - 一部集中に参加する国内メンバー企業が留保している外債限度額。

第18条 主宰企業は、メンバー企業の全部の外債限度額を集中することができ、一部の外債限度額を集中することもできる。

主宰企業が全部の外債限度額を集中する場合、申請提出の日から、メンバー企業は自社で外債を借り入れてはならない。一部の外債限度額を集中する場合、残りの外債限度額はなお現行の外債管理規定に基づき手続を行う。具体的な管理方法は、主宰企業所在地の外貨管理局と関る外貨管理局が確認後、主宰企業およびその口座開設銀行と相談して制定し、かつ関る外貨管理局との間で四半期ごとに外債データを照合しなければならない。

第19条 主宰企業が国際外貨資金メイン口座を通じて国外から流入させた外貨資金は、外債登記を行わなければならない。外債登記は、債権者ごと、通貨ごとの記入を実行する。すなわち、企業は各国外債権者の各通貨の負債に対して1件の外債とみなす。企業が外債引出、元利金返済に関連する業務を行うとき、国際収支申告を正確に行い、合わせて「外貨管理局批准書番号／届出表番号／業務コード番号」に相応の業務番号を正確に記入しなければならない。主宰企業は、外債契約締結後15営業日以内かつ初回の外債資金入金前に、外貨管理局で契約登記手続を行わなければならない。外債変更登記は現行の規定に基づき手続を行う。

同一の多国籍企業が国際外貨資金メイン口座を開設していない場合、国内外貨資金メイン口座が借り入れる外債資金は、規定の限度額内で前項の規定に基づき手続を行う。

第20条 多国籍企業の対外貸付は、現行の外貨管理手順を遵守して手続を行う。対外貸付限度額が国内メンバー企業の所有者権益の50%を超える場合、分局に申請することができる。分局は、規定の手順に基づき集団討論して決定する。

第21条 国内外貨資金メイン口座と国外経常項目との受取・支払および元転・外貨転は、集中外貨受取・支払および相殺差額決済等を含み、取扱銀行は「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」等の原則に基づき関連手続を行う。資金の性質が不明確な場合、銀行は主宰企業に関連書類の提出を要求しなければならない。サービス貿易等の項目に係る対

外支払はなお、規定に基づき税務届出表を提出しなければならない。

銀行、主宰企業は、それぞれ関連書類を5年間保管して検査に備えなければならない。

第22条 国内外貨資金メイン口座は、経常項目、直接投資、外債および対外貸付に係る元転・外貨転を集中取扱することができる。

企業が主宰企業にプールした外商直接投資に係る外貨資金（外貨資本金、資産現金化口座の資金および国内再投資口座の資金を含む）、外債資金は、国内外貨資金メイン口座で自由元転方式に基づき元転手続を行い、元転で得た人民元資金を主宰企業が対応して開設する人民元専用預金口座（資本項目—元転後支払待ち口座）に振り替え、各メンバー企業の経営範囲において真实性を審査した後に直接支払うことができる。銀行は、関連書類を5年間保管して検査に備える。

企業および口座開設銀行は、遅滞なく正確に元転および支払データを外貨管理局の関連業務情報システムに報告しなければならない。銀行は、『国家外貨管理局による資本項目情報システムの試行および関連データ報告業務に関する通達』（匯発[2012]60号）付属文書4『外貨口座データ収集規範（1.1版）』の要求を参照して人民元専用預金口座の開設・閉鎖および受取・支払・残高情報を報告しなければならず、人民元専用預金口座の口座性質コードを「2113」とし、口座性質名称を「資本項目—元転後支払待ち口座」とする。銀行は、『国家外貨管理局による国内銀行の涉外受取・支払証憑および関連情報報告準備業務の調整の適切な遂行に関する通達』（匯発[2011]49号）の要求を参照して、国内受取・支払証憑を通じ、人民元専用預金口座とその他の国内人民元口座との間の受取・支払情報を報告しなければならない。

外商直接投資に係る外貨資金および外債資金の元転用途は、現行の外貨管理規定を遵守し、以下の用途に用いてはならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業経営範囲および外債資金指定用途範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 法律・法規に別途規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に証券とデリバティブ商品の投資に用いてはならない。
- (3) 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。
- (4) 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入関連費用の支払に用いてはならない。

主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合、メンバー企業はファイナンス・カンパニーで上述の元転・外貨転業務を行うよう申請することができ、主宰企業がその名義を以って銀行で元転・外貨転業務を行うこともできる。ファイナンス・カンパニーがメンバー企業のために元転・外貨転業務を行う場合、元転・外貨転業務資格を備え、合わせて規定に基づき外貨管理局に元転・外貨転データを報告しなければならない。

第23条 口座開設銀行もしくはファイナンス・カンパニーは、規定に基づき外貨管理局に国際外貨資金メイン口座（コードを「3600」とする）および国内外貨資金メイン口座（コードを「3601」とする）の情報を報告しなければならない。

第24条 国内、国際外貨資金メイン口座のクロスボーダー資金受取・支払はすべて、『国家外貨管理局による「金融機関を通じた国際収支統計申告実施の業務オペレーション規程」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2010]22号）におけるクロスボーダー資金受取・支払の国際収支申告に関する要求に基づき申告を行わなければならない。国内、国際外貨資金メイン口座と国内非居住者との間の資金受取・支払は、『国家外貨管理局による国際収支統計申告の明確化および調整に関連する事項についての通達』（匯発[2011]34号）における国内居住者と国内非居住者との間の取引に関する要求に基づき申告を行わなければならない。国内外貨資金メイン口座の経常項目集中外貨受取・支払および相殺差額決済に関連する国際収支申告は、本規定第31条を執行する。

第25条 国内外貨資金メイン口座および国際外貨資金メイン口座との間の資金振替は、国際収支申告を行う必要はないが、『国家外貨管理局による国内銀行の渉外受取・支払証憑および関連情報報告準備業務の調整の適切な遂行に関する通達』（匯発[2011]49号）、『国家外貨管理局による国内銀行渉外受取・支払証憑の使用開始および関連データ報告要求の明確化に関する通達』（匯発[2012]42号）および『国家外貨管理局による「金融機関外貨業務データ収集規範（1.0版）」の発布に関する通達』（匯発[2014]18号）の国内居民間の資金振替に関する要求に基づき関連データを報告しなければならない。

第26条 主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合、『国家外貨管理局綜合同による金融機関の対外資産・負債および損益申告ならびに報告システムのアップグレードに関する通達』（匯綜発[2012]145号）および『国家外貨管理局による「対外金融資産・負債および取引統計制度」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2013]43号）の規定に基づき申告を行わなければならない。このうち、国際外貨資金メイン口座を通じて集中運営管理する国外メンバー企業の資金もしくは国外から借り入れる資金はすべて、主宰企業の対外負債として申告しなければならない。

第4章 経常項目集中外貨受取・支払および相殺差額決済業務管理

第27条 集中外貨受取・支払とは、主宰企業が国内外貨資金メイン口座を通じて国内メンバー企業を代理して経常項目の外貨受取・支払を集中することを指す。

相殺差額決済とは、主宰企業が国内外貨資金メイン口座を通じてその国内外メンバー企業の経常項目に係る外貨受取予定・支払予定資金を集中的に計算し、一定期間内の外貨受取・支払取引を合算して1件の外貨取引とするオペレーション方式を指す。原則として、毎自然月の相殺差額決済は、1回を下回らない。

第28条 国内メンバー企業が貨物貿易集中外貨受取・支払もしくは貨物貿易相殺差額決済を行うとき、規定に基づき「貿易外貨受取・支払企業リスト」登記手続きを行い（主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合を除く）、貨物貿易外貨管理規定に基づき遅滞なく、正確に貨物貿易外貨業務モニタリングシステム（企業端末）を通じて貿易信用、トレードファイナンス等の業務報告を行わなければならない。

第29条 主宰企業は、国内メンバー企業の真実で合法的な輸入外貨支払需要に基づき、事前に外貨を購入して国内外貨資金メイン口座に預け入れることができる。

外貨返金の期日ともとの受取・支払期日との間隔が180日以上（180日を含まない）、もしくは特殊な状況により規定に基づきもとのルートで外貨返金できない場合、主宰企業は外貨管理局で貨物貿易外貨業務登記手続きを行い、合わせて書面申請、もとの収入/支出申告書類、もとの輸入/輸出契約、外貨返金契約等を提出しなければならない。

第30条 国内メンバー企業が『貨物貿易外貨管理ガイドライン』およびその実施細則の規定に基づき、『貨物貿易外貨業務登記表』によって行う必要のある業務は、集中外貨受取・支払および相殺差額決済に参加してはならず、現行規定に基づき手続きを行う。

第31条 経常項目の集中受取・支払もしくは相殺差額決済を行う場合、以下の要求に基づき国際収支申告を行わなければならない。

主宰企業は、2種類のデータに対して国際収支統計申告を行わなければならない。1種類は集中受取・支払もしくは相殺差額決済時の主宰企業の実際の受取・支払データ（以下「実際受取・支払データ」という）である。もう1種類は、集中受取・支払もしくは相殺差額決済前へと逐一原状回復させた各メンバー企業のもとの受取・支払データ（以下「原状回復データ」という）である。

実際の受取・支払データがゼロでないとき、主宰企業は実際の対外受取・支払取引を行う国内

銀行で申告を行わなければならない。国内銀行は実際の受取・支払情報の取引コード表記を「999999」とししなければならない。実際の受取・支払データがゼロである（相殺差額決済がゼロである）とき、主宰企業は1件の決済をゼロとした申告データを仮想し、『国外送金申請書』を記入し、受取・支払者名称はすべて主宰企業とし、取引コード表記を「999998」とし、国別を「中国」とし、その他の必須項目は状況を見て記入もしくは「N/A」（大文字英語アルファベット）を記入する。国内銀行は、その実際の対外受取・支払の日（相殺差額決済がゼロとなるときは、相殺決済日もしくは会計決済日とする）（T）後の1営業日（T+1）の正午12:00までに、実際データの報告業務を完成させなければならない。

原状回復データの申告について、主宰企業は実際の対外受取・支払の期日（相殺差額決済がゼロとなるときは、相殺決済日もしくは会計決済日とする）に基づき原状回復データの申告時点（T）を確認し、合わせて全額受取・全額支払の原則に基づき、国内メンバー企業の名義を以って、実際に対外受取・支払業務を行うまたは記帳処理をした銀行に原状回復データの基礎情報および申告情報を提供し、それに少なくとも国際収支統計申告に必要な情報を含めなければならない。国内銀行は、上述の原状回復データの申告時点（T）後の1営業日（T+1）の正午12:00までに、原状回復データ基礎情報の報告業務を完成させなければならない。5営業日（T+5）の正午12:00までに、原状回復データ申告情報の報告業務を完成させなければならない。

申告コードは、実際の受取・支払が発生した銀行の編成、取引コードにより実際の取引性質に基づき記入する。国内銀行は、原状回復データの「銀行業務コード」をその対応する対外実際受取・支払データの申告コードとして記入することで、集中受取・支払と原状回復データとの間の対応関係を構築する。国内銀行は、主宰企業のために申告チャネル等の基礎条件を提供し、合わせて原状回復データの基礎情報および申告情報を外貨管理局に伝送することに責任を負わなければならない。

第5章 監督管理

第32条 主宰企業は、真剣に本規定および外貨管理局の届出通知書の内容に基づき業務を展開しなければならない。業務展開期間、関連事項に変更が発生した場合、要求に基づき遅滞なく外貨管理局で届出を変更しなければならない。

主宰企業およびメンバー企業は、厳格に規定に基づき銀行にクロスボーダー資金受取・支払の性質を申告し、国際収支統計申告を行わなければならない。

第33条 口座開設銀行は、多国籍企業の外貨資金集中運営管理業務および提出する資料に対し、真実性およびコンプライアンス性の審査を適切に遂行すること。その関連外貨資金の変動に対して、

相応の登記・届出を適切に遂行すること。資金流動に対し、モニタリング、審査および限度額管理を適切に遂行すること。

第34条 口座開設銀行は規定に基づき、遅滞なく、完全に、正確に本部企業の国内、国際外貨資金メイン口座、元転後支払待ち口座等の口座情報、国際収支申告、国内資金振替、元転・外貨転等のデータを報告し、企業が報告する業務データを審査し、外貨管理局がオフサイト・モニタリングを適切に遂行することに協力しなければならない。

第35条 分局は、以下の措置を採用して外貨資金集中運営管理業務の平穩・秩序を確保し、政策を現場に落とし込まなければならない。

- (1) 業務メカニズムを完善化し、責任を担当者に行き渡らせ、遅滞なく正確にデータを報告すること。先頭に立つ処・室ならびに1名の業務連絡員を指定して総局への報告に責任を負わせること。『規定』実施の日から1年以内は、毎月10日までに局の発信方式で総局に業務状況および関連統計報告表を報告し、四半期ごとに管轄内の資金集中運営管理を行う企業リスト等の基本状況を一括報告すること。1年後、総合部門の名義で毎月、統計報告表を報告し、四半期ごとに管轄内の資金集中運営管理を行う企業リスト等の基本状況を報告し、半年ごとに業務状況を報告すること(関連報告表は付属文書2~5を参照)。
- (2) オフサイト・モニタリングと立入確認検査を強化すること。クロスボーダー資金流動モニタリングと分析プラットフォーム等の現有の外貨管理システムを十分に利用し、クロスボーダー企業リスト機能の設置を構築し、全面的に国際、国内資金メイン口座の外貨受取・支払、元転・外貨転、資金振替、集中受取・支払および相殺決済等のデータ情報を分析すること。
- (3) 銀行および企業のリスク提示および窓口指導業務を適切に遂行すること。有効な措置を採用して企業の需要を満たし、徐々に合理的なクロスボーダー資金双方向流動枠組みを形成すること。銀行にオペレーション規程および内部統制制度を構築し、必要な技術サービス保障を提供するよう督促すること。必要なとき、主宰企業の外貨資金集中運営管理業務のコンプライアンス性等に対して監査を行うよう要求することができる。
- (4) 本規定および当地の実際の状況に基づき、参入条件の細分化等のオペレーション規程を制定し、手順に基づき総局に届出した後、実施すること。

第36条 企業に異常な状況および規定違反行為が発生した場合、分局は本規定範囲内の各種業務手続を一時的に停止もしくは取り消し、『外貨管理条例』等の関連法規に基づき行政処罰を行わなければならない。口座開設銀行に「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」の真実性審査規定に違反する規定違反行為が発生した場合、本規定の範囲内の各種業務手続を取り消し、『外貨管理条例』等の関連法規に基づき行政処罰を行わなければなら

い。

第6章 附則

第37条 本規定がいう多国籍企業とは、資本の連結を紐帯として、親会社、子会社およびその他のメンバー企業もしくは機構が共同で構成する企業法人連合体（ファイナンス・カンパニー以外の金融機関を含まず）を指す。

メンバー企業とは、多国籍企業内部相互で直接的もしくは間接的に持分を所有する、独立法人資格を有する各会社を指し、国内メンバー企業および国外メンバー企業に分類する。

主宰企業とは、主体業務の申請、届出、実施、データ報告、状況フィードバック等の職責を履行する多国籍企業、または多国籍企業の授權を取得かつ独立法人資格を有する1社の国内会社を指す。主宰企業がファイナンス・カンパニーである場合、それが従事するクロスボーダー資金取引は業界管理部門の規定を遵守しなければならない。

本規定第3条第2項がいう国外機構の国内外貨口座には、国外機構が国内銀行で開設する NRA 口座（Non-resident Account）およびオフショア銀行業務資格を取得したオフショア銀行業務部で開設する OSA 口座（Offshore Account）を含む。

第38条 単一企業集団は、内部統制制度が完善で、前年度の外貨受取・支払規模が1億米ドルを超え、直近3年に重大な外貨違法・規定違反行為がない等の条件に合致する場合、業務の実際に基づき、国内外貨資金メイン口座の単独開設を申請し、経常項目の相殺差額決済業務を行う、ならびに本規定第21条に基づき書類審査を簡素化し、第22条第2、3項に基づき元転手続を行うこと等ができ、または国際資金メイン口座を単独開設し、国外資金を集中管理することができる。

多国籍企業資金集中運営の枠組みにおける委託貸付は、国内外貨貸付管理関連規定を遵守しなければならない。実体的な外貨口座を開設ならびに通じて関連業務を行う必要はない。メンバー企業の間で直接、資金を振り替えることができ、まず国内外貨資金メイン口座にプールして、その後にメンバー企業にリバースする必要はない。

第39条 外貨管理局は、国家のマクロコントロール政策、外貨収支の情勢および業務展開の状況に基づき、徐々に政策内容を完備化および改善する。

第40条 本規定は、2014年6月1日より実施し、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。『国家外貨管理局綜合同による多国籍企業集中受取・支払業務データ報告に関連する問題についての通達』（匯

綜発[2013]47号)は同時に廃止する。外貨管理局の批准を経てすでに外貨資金集中運営管理を展開している多国籍企業は、継続してもとの資金集中運営管理枠組みおよび政策を適用することができ、変更後の業務需要等の資料(すでに提供した資料は提供する必要がない)を提出し、分局に届出した後、本規定を適用することもできる。

添付：

多国籍企業外貨資金集中運営管理業務実施確認書

本単位は、多国籍企業外貨資金集中運営管理試行政策および関連要求を熟知し、本確認書が通知および提示する本単位の義務および外貨管理局の監督管理要求を仔細に閲読した。以下のとおり承諾する。

- 1、 法に基づき外貨資金集中運営管理試行を展開する。以下の要求を満たす前提において、本単位は政策が規定する利便化措置に基づき関連業務を行う権利を享受する。本確認書に署名し、厳格に試行政策の要求に基づいて業務を行い、コンプライアンス経営を行うこと等。
- 2、 外貨管理局の政策規定に基づき遅滞なく、正確に、完全に業務関連データを報告する。虚偽の契約を使用もしくは取引を作り上げて業務を行わず、外貨管理局による本単位の業務に対する監督検査を受け入れて協力し、遅滞なく、事実どおりに状況を説明して関連書類資料を提供する。
- 3、 外貨管理局が国際収支の情勢に基づき政策および業務に対して適宜調整することを理解して受け入れる。政策および関連要求に違反した場合、外貨管理局が法に基づき実施する行政処罰、業務の一時停止もしくは終了、関連処罰決定の対外公布などを含む処理措置を受け入れる。合わせて、外貨管理局の政策調整および本単位の規定違反行為により引き起こされた関連損失を自ら負うことに承諾する。
- 4、 本確認書を外貨資金集中運営管理業務に適用する。本確認書が規定していない事項は、外貨管理関連法規の規定に基づき執行する。
- 5、 本確認書を本単位およびそれに属するメンバー単位に適用し、署名時より発効する。本単位は、関連政策および要求を真剣に学習して遵守し、外貨管理局の多国籍企業外貨資金集中運営管理業務に対する管理を積極的に支持・協力する。

企業（公章）：

法定代表人（署名）：

年 月 日

銀行（公章）：

責任者（署名）：

年 月 日

貿易・投資の利便化をさらに促進するため、外貨管理局は法に基づき本確認書を制定し、企業、銀行が多国籍企業外貨資金集中運営管理において法に基づき享受する権利および負うべき義務を提示する。企業、銀行は本確認書に署名して真剣に執行し、外貨資金集中運営管理試行が規定する利便化措置に基づき関連業務を行う権利を享受する。

外貨管理局は、国際収支の情勢等の具体的な状況に基づき、多国籍企業外貨資金集中運営管理試行政策を制定、調整し、合わせて法に基づき通知を行う。

外貨管理局は、法に基づき多国籍企業外貨資金集中運営管理に対して監督検査を行う。企業、銀行の規定違反行為に対し、『中華人民共和国外貨管理条例』等の法規の規定に基づき行政処罰を行う。